

社会福祉法人兵庫県共同募金会 配分規程・配分実施細則（抜粋）

【配分規程】

(配分を受ける資格)

第8条 配分を受けようとするものは、配分金の適正な運営と配分を受けたことによる事業効果を十分に発揮する能力をもつものでなければ配分を受ける資格を有しない。

(配分の対象外)

第10条 配分を受けようとするものが、次の各号の一つに該当するときは、配分の対象外とする。

- (1) 社会福祉を目的としている事業にもかかわらず、国籍、宗教、政党、組合などにより、事業の対象を限定して一般に開放していない事業
- (2) 社会福祉の目的が明らかでない事業又は事業の名称のみの事業
- (3) 事業収入などによって経営が可能なもの
- (4) 当該年度に寄付の公募を実施するもの
- (5) 官公営又は県外の施設及び団体(公設民営を含む)
- (6) 新設の社会福祉法人は、事業開始後1年未満のもの
- (7) その他、配分委員会において不相当と認めたもの

【配分実施細則】

第2章 施設臨時費

第4条 施設臨時費の配分対象施設は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法第2条に規定する第1種及び第2種の福祉施設（ただし、保育所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく定員25人以内の事業所を除く）

(2) 更生保護施設

(3) その他、社会福祉を目的とする事業を行う施設で配分委員会が認めた施設

2 第1項に規定する対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 施設の補修に要する事業

(2) 施設の備品の整備等に要する事業

(3) 車両の購入に要する事業

(4) その他、配分委員会で認める事業

第5条 第4条第2項に規定する事業の配分基準は、次のとおりとする。

(1) 第1号及び第2号については、総事業費の4分の3以内を基準として250万円を限度とする。

(2) 第3号については、車両本体価格の4分の3以内を基準として、マイクロバス等は200万円、その他は150万円を限度とする。

第6条 受配施設の資格は、次のとおりとする。

(1) 施設が配分を受けてから、5年程度経過しなければ次の配分を受ける資格を有しない。ただし、緊急を要する事業には、配分を行うことができる。

(2) 介護保険法による介護サービスを提供する施設は、配分を受ける資格を有しない。

(3) 兵庫県共同募金会(以下、「本会」という。)が扱う共同募金以外の資金で配分を受けた施設は、原則として当該年度に共同募金の配分は行わない。なお、次の配分は、第1号に準拠しこれを行う。

第7条 受配者から提出のあった配分金交付請求書において、事業費の減により、配分対象算定額の4分の3と配分決定額に1万円以上の差額が生じたときは、その差額全額を減額する。